

2014年4月8日

各位

会社名 イオンデイライト株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山 一平
(コード番号 9787 東証第一部)
お問合せ先 常務執行役員 高橋 晋
グループ戦略本部長
(TEL. 06-6260-5632)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年4月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2014年5月23日開催予定の第41期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 株主総会参考書類等の迅速かつ広範囲な情報提供や株主に対する利便性向上のため、会社法施行規則に基づき、定款第14条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。
- (2) 法令上の事務処理の効率化を図るため、現行定款第16条（議事録）について条文を変更するものです。
- (3) 上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (新 設)	第3章 株主総会
第14条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使すること	<u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第15条 (議決権の代理行使) (現行どおり)

<p>ができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 15 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 16 条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>第 16 条（決議の方法） （現行どおり）</p> <p>第 17 条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>（以下、1 条ずつ繰り下げ）</p>
--	---

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2014年 5 月 23 日 （予定）
定款変更の効力発生日	2014年 5 月 23 日 （予定）

以 上